

氏名（本籍）	小田村 悠希（福岡県）		
学位の種類	博士（保健福祉学）		
学位記番号	甲第 65 号		
学位授与年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
学位授与の要件	久留米大学大学院学則第 14 条 1 項第 2 号による		
学位論文題目	知的障害者グループホームが地域交流を展開する意義と課題 —その実態調査を通しての考察—		
論文審査委員会	主査	久留米大学教授	濱崎 裕子
	副査	久留米大学教授	辻丸 秀策
	副査	久留米大学教授	門田 光司

論文内容の要旨

わが国の障害者施策がノーマライゼーションの理念の影響を受けて、入所施設による処遇から脱施設化に方針が転換され、障害当事者が地域社会の中で生活を営めるよう生活環境の整備が図られることとなった。それを表す施策の 1 つに 1989 年の精神薄弱者地域生活援助事業として、知的障害者グループホームの制度化がなされたことが挙げられる。

知的障害者グループホームの特徴は、少人数の知的障害者が個別に生活支援や介助、その他日常生活を営む上で必要な各種支援を受けながら、地域社会の中で共同生活を営むことである。つまり、1989 年の精神薄弱者地域生活援助事業を機に、わが国で知的障害者が地域社会の中で日常生活を営むための居住環境の整備が本格的に始まることとなった。

知的障害者が地域社会の中で生活を営むことを特性としていることから、グループホームの近隣に住む地域住民及び自治会との交流も必要になってくると考えられ、それに関する学術的検討も求められると考える。しかし、知的障害者グループホームについて取り上げた先行研究を概観すると、知的障害者グループホームの地域交流に焦点をあてた先行研究は極めて乏しいことが明らかとなった。すなわち、知的障害者グループホームが地域社会とどのように接点を持ったうえで地域交流の活動を展開しているのか、地域交流のための活動はどの職種が主体となって担っているのか、知的障害者グループホームを運営している法人（バックアップ施設）は地域との関係をどのように持っているのか、そもそも知的障害者グループホームにおける「地域交流」の定義とはどのような内容を指し、それを展開する意義や課題、必要性は何かなど、先行研究上でそれらの内容が十分に明確化されていない状況であった。

筆者は、知的障害者グループホームが真の意味で地域社会における生活の場となるためには、地域住民や自治会等との地域交流を行うことが必要不可欠であること、近年わが国で提唱されている地域共生社会の実現のためにも知的障害者が地域社会と交流を行う機会が保証された環境づくりが重要であると考えた。

そこで、本研究の目的は、知的障害者グループホームやそれを取り巻く制度及び施策などを整理した上で、知的障害者グループホームにおいて地域交流の活動を展開する意義及び課題について実態調査を行い、その結果をもとに知的障害者グループホームの地域交流の意義及び課題を明確にし、知的障害者にとっての地域共生社会の実現のために必要な取り組みの提言を行うことである。そのために、知的障害者グループホームを運営している

運営法人を対象としたアンケート調査を実施し、知的障害者グループホームやその入居者、運営法人の地域交流への取り組みの実態調査を実施し、その詳細の把握を行う。また、知的障害者グループホームの入居者である当事者にもインタビュー調査を実施し、普段の生活の状況について可能な範囲でその把握に努める。

第1章では、わが国における知的障害者グループホームの歴史的展開について、先行研究をもとに整理した。先行研究の整理を行う中で、わが国の障害者福祉制度を遡ると、戦前においては社会福祉制度そのものが全くと言ってよいほど整備されておらず、それらの整備に着手が行われるようになったのは戦後からであった。知的障害者施策に限定して取り上げると、知的障害児に対しては1947年の児童福祉法、18才以上の知的障害者に対しては精神薄弱者福祉法がそれぞれ該当する。その後も、制度の改正などが行われていく訳だが、当時のわが国の障害者施策は施設入所による処遇が中心であった。しかし一方で、障害当事者が地域で生活を営めるよう民間の有志が支援を展開していた事例がみられたことや、1981年の国際障害者年を機に、わが国にノーマライゼーションの思想がもたらされたことによって、これまでの施設入所による処遇から、地域社会での処遇を中心とした「脱施設化」を掲げることになった。それに対応するための法整備が行われる過程で、冒頭で述べた精神薄弱者地域生活援助事業が1989年に制度化され、知的障害者グループホームが知的障害者の地域社会での生活の場として登場することとなった。2000年代に入ってから法整備は引き続き行われており、2005年に「障害者自立支援法」（2013年に「障害者総合支援法」に改正）が制度化され、それに伴い、知的障害者グループホームの数や入居者数も増加の一途を辿ることになった。

第2章では、主に認知症高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホームの先行研究、その中でも地域交流について触れられている先行研究を中心に概観し、グループホームが地域交流を行う必要性や、地域交流を展開する意義と課題について整理を行い、地域交流の定義づけを試みた。まず、グループホームが地域交流を行う必要性について、単にグループホームが地域社会に存在するだけでは、地域社会とのつながりや地域に開かれた存在であるとは言い難く、地域社会との関係を形成するための手法としてグループホームが地域交流を行う必要性がある点が見いだされた。地域交流を展開する意義と課題については、意義として地域住民と気軽に交流ができる和やかな関係が構築されることや、地域住民側の変化に障害当事者やその環境への関心が現れることや見方が変わることが挙げられた。一方、課題として、グループホームが地域交流を行うことについて、グループホーム側が必ずしも肯定的に捉えているわけではないことを指摘している。また、グループホームの職員が地域交流の活動に関わりきれていない現状や、グループホームにおける地域交流の位置づけとして、地域との関係構築ではなく、地域とのトラブルを回避するための取り組みとして展開されている現状があることが挙げられた。

これらの整理を踏まえた上で、先行研究では見いだすことができなかった「地域交流」の筆者なりの定義づけを行い、その結果、「グループホームの職員や入居者が、主に近隣の地域住民との日常的な付き合いをはじめ、地域のイベントや自治会活動等の多様な諸活動に参加すること」と定義した。

第3章では、知的障害者グループホームに配置されている職種である「世話人」について焦点をあてる。まず世話人がどのような職種であるのかについて述べた上で、世話人が現場で発揮している専門性とは、ソーシャルワークやケアワークに極めて類似したものであり、それが世話人固有の専門性、すなわち世話人の「特質」を形成していると仮説を設定した。その上で、世話人の特質とはどのようなものであるのかについて考察を行った。世話人が現場で発揮している専門性について考察がなされた先行研究は極めて乏しいことから、知的障害者グループホーム研究の学術的な知見にも貢献する内容であると考え。まず世話人という職種の特徴として、入居者への直接的・間接的支援をはじめ、運営法人

との連絡調整、地域との関係づくり、その他世話人として求められる業務（入居者の悩み相談など）が挙げられる。知的障害者グループホームによって求められる具体的な業務内容がそれぞれ異なるため、世話人の業務内容を一概に示すことは困難であるが、世話人の業務内容は多岐にわたることが伺える。介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉職の担い手として一般的に求められる資格や経験を制度上求めておらず、主婦としての経験や子育ての経験などといったいわゆる人生経験を重視した。そのため、制度的観点から世話人を見た場合、世話人は非専門職という位置づけとなる。それを裏付けるものとして、グループホームの制度化を主導した1人である浅野（1989）は世話人に求める人物像を「普通のおばさん」と表現した。これは、福祉に関連した実務経験を有していればそれに越したことはないが、それらの経験以上に、地域に根付いた生活を行い地域住民たちから親しみの持てる存在、そのような家庭的な人物像が知的障害者グループホーム相応しいと考えられた。このような人物像を求めるようになった背景として、グループホーム制度化前から展開されていた「はちのす寮」や「民間下宿」といった、知的障害者グループホームに類似した支援を民間によって先駆的に展開していた事例が、知的障害者グループホームに求める世話人像に一定の影響を与えていることは確かである。知的障害者グループホームと地域社会をつなぐ中心的な担い手として、世話人の存在は重要であるが、世話人を取り巻く課題も存在している。グループホームの世話人の実態と認識に関して研究を行った三浦（2001）は調査研究を実施し、その中で、①法人型のグループホームは同法人運営の入所施設や通勤寮の職員が世話人の相談やバックアップを行っていたのに対し、バックアップ施設を有していないホームで勤務する世話人は緊急時の対応を自分たちで担わなければならない、オーバーワークに悩まされていたこと、②世話人に課せられている責任が重く、仕事上の悩みを相談できる人がいない傾向があること、③バックアップ施設を有していない場所で勤務する世話人は日常の生活援助に加え、福祉制度についての知識や介護技術、各機関との連絡調整等の専門性を要求されていた現状があること、④グループホームの規模が大きくなるにつれ世話人配置の工夫等が可能であることを述べている。加えて、世話人を定着させる方策として、定期的な休暇の保証や、世話人を増員してオーバーワークを解消すること、多くの社会福祉法人が基準としている国家公務員並みの給与や福利厚生等の待遇（保証）を提供することなどを挙げた。知的障害者グループホームは少人数の職員配置が主であり、世話人が孤立化しやすい環境を生じさせやすいこと、入居者に最も身近な存在であるため仕事上の責任を負いやすいこと、福祉的な知識や技術を要件として求めなかった先述の世話人像とは異なり、現場では福祉的な知識や技術が必然的に必要となる場面があることが浮き彫りとなった結果であった。

知的障害者グループホームの世話人の専門性については宮本（2009）の先行研究のみしか見出すことはできなかったが、宮本は世話人の専門性を「経験を持つある種の不自由さと生活体験の大切さを踏まえて、普通の暮らしを普通の方法で演出・実践できる能力」と定義し、「普通のおばさん」を基本にして、積み上げの部分（世話人の資質向上など）が求められていることに触れた上で、具体的には法制度の変化や利用者の生活の多様化などに伴い、世話人の業務が食事支援などには留まらず、複雑で困難な業務をこなす必要性や、入居者の日々の現実を受けとめる必要があることを示唆した内容を指摘している。また宮本は、世話人の人物像として挙げられている「普通のおばさん」という表現について、「普通のおじさん」や「普通のお兄さん」、「普通のお姉さん」が適さないということではなく、世話人が40歳代以降の女性が多いという背景のもと、象徴的な意味合いで使われているのではないかと推測している旨を述べている。

これまでの内容やソーシャルワーク、ケアワークの専門性について考察をまとめると、ソーシャルワークやケアワークで挙げられる専門性の全てを業務の中で発揮しているとは言い難い面があるものの、それらの専門性を発揮しながら日々の業務をこなしている面もみられることから、『普通の主婦』として培われた経験知を基盤に、ソーシャルワークや

ケアワークに当たる専門職の機能を日々の実践のなかで展開している職種」であり、それが他の福祉系の職種とは異なる世話人固有の「特質」であると結論づけた。

第4章では、アンケートによる量的調査を通して把握することができた知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組みの現状を示した上で、地域交流を行うことの意義及び課題を分析し、それらの考察を展開した。調査対象は中核市にある知的障害者グループホームの運営法人であり、その中から無作為抽出した344法人を対象に調査を行った（最終的な有効回答数は120法人）。調査では知的障害者グループホームやその運営法人の地域交流に対する取り組みの現状について把握を行った。その結果、知的障害者グループホームは自治会に加入していることや、グループホームの職員が地域住民との交流（挨拶など）を行っているケースが多くを占めていることが明らかとなった。続いてボランティアとして地域住民が知的障害者グループホームに関わりがあるかの設問では、ボランティアとしての関わりが無いとの回答が最も多かったが、中には入居者の話し相手や余暇活動と一緒にいるなどの回答も見られた。入居者自体の地域との関わりでは、運営法人が主催しているイベントに参加しているケースが最も多かった。地域交流にあたってキーパーソンになっている職種として「世話人」が最も多い結果であった。運営法人の地域との関わりでは、運営法人主催のお祭りなどのイベントを定期的に企画している回答が最も多い結果であった。

また、地域交流の意義と課題について自由記述にて回答を募り、その結果を佐藤（2008）の質的データ分析法を参考に分析すると、まず地域交流を行う意義として【障害や知的障害者グループホーム、運営法人に対する認知や理解の促進】、【地域住民との双方向の交流】、【地域住民との関係構築】、【トラブル等への早期対処及び解決】の4つのカテゴリに集約された。続いて地域交流の課題は、【職員の負担の増大】、【地域の活動に参加することの困難さ】、【地域交流を行う上で生じる多様な課題】、【地域住民の障害や知的障害者グループホームへの理解に関する課題】、【地域交流の際の入居者支援の困難さ】の5つのカテゴリに集約された。地域交流を行うことで、近隣の地域住民との交流や自治会活動への参加の機会が得られ、地域住民の理解と協力が得られる関係づくりを行うことで、入居者が地域社会のなかでも見守りなどの支援を受けることである程度の自立した生活を営むことも可能であることが明らかとなった。また、これらの体制づくりは共生社会の形成にも重要な要素であると考えられる。一方、地域交流を行う上での課題として、グループホームの職員が勤務時間外で動かなければならないことが増えることや、一部の職員にその負担が集中してしまうことがまず挙げられる。また、地域住民側や入居者側の高齢化によって、活動自体が不活発な現状があることや、地域住民とのトラブルが起こった際にその対応に苦慮することがある点が見いだされた。

第5章では、前章の実態調査で得られた内容を基に、知的障害者グループホームを担う職種である「世話人」と「生活支援員」の実態解明を行い、それぞれの職種に求められる資質及び要件や、雇用確保上の課題に対して、その解決のための方策の提示を行う。世話人に求められる資質及び要件は「他の職員と連携して入居者の支援ができること」と「入居者との良好な関係を築くことができること」が最も多い結果であった。「入居者との良好な関係を築くことができること」については、生活支援員に対しても最も多く求めていると回答されており、まずは入居者との良好な関係づくりを前提としていることが伺える結果である。その他の内容に関しては、質問項目で回答が多かった上位5項目は世話人も生活支援員も同様の結果であった。このような結果となった背景として、①グループホームにおける勤務環境が少人数の職員しかおらず、職員1人あたりに求められる役割（業務量）が必然的に増加してしまうこと、②世話人と生活支援員は「職種」としては区別されているものの、現場の業務にあたる際に、お互いの職種の業務に明確な線引きがなく、また、グループホームという小規模な施設での生活の場であるために線引きを行うことも困難であることを示唆して

いると考えられる。

続いて世話人と生活支援員の雇用確保上の課題については自由記述での回答であったため、佐藤（2008）の質的データ分析法を参考に分析を行った。その結果、【職員配置の困難さ】、【職員の新規確保が困難】、【後任の職員確保の課題】、【世話人や生活支援員の待遇や役割に関する課題】、【グループホームや福祉職に対する知識の曖昧さ】、【職員としての資質及び人格】の6つのカテゴリーが課題として見いだされた。カテゴリーの内容を概観すると、世話人と生活支援員の担い手が不足している現状が明らかとなった。その他、世話人や生活支援員の待遇面や、それぞれの職種に求められる役割の曖昧さを指摘した内容もあった。この課題への対策として、①世話人や生活支援員をはじめとしたグループホームの職員や運営法人の職員が、グループホーム近隣の地域住民や自治会等との継続的な接触などを通して、知的障害者グループホームの周知を行い、世話人や生活支援員の理解促進を働きかけていくこと、②世話人や生活支援員をはじめとした職員達の待遇面の改善等が必要であること。具体的には、職員の増員や給与等の改善のための報酬体系の改善を国が主導で行うこと、③グループホームの運営法人側（バックアップ施設）が世話人や生活支援員の業務に理解を持ち、その業務や活動を支援することが提案できると考える。

第6章では、知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現の方策に関して、わが国の制度施策の動向の観点から考察を行った。具体的には、わが国で地域共生社会が提唱されるようになった背景を整理したうえで、知的障害者グループホームにおける地域生活の視点から、知的障害者にとっての地域共生社会の実現した社会とは、どのような社会を指すのかについて、その内容を提示する。地域共生社会を提唱したのは厚生労働省であるが、その実現には課題も山積している現状がある。主な課題として、①家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、②人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、③誰もが支え合う社会の実現の必要性和地域の支援ニーズの変化への対応が挙げられ、それらの課題に対して必要な取り組みとして、地域全体での互助・共助の体制構築や、多様なサービス提供体制の構築が必要になってくる。その課題に対応するため、2016年10月より「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が設置され、計10回開催された後、2017年9月に最終とりまとめの公表を行い、その他にも、改正社会福祉法の施行、地域共生社会の実現に向けたモデル事業の実施などが行われることとなった。また本章では、地域共生社会が提唱されている今日状況の中で、当事者たちがどのように地域社会の中で生活を営んでいるのかを示すための参考資料として、知的障害者グループホームに入居している入居者のインタビュー内容を取り上げた。当事者へのインタビューということもあり、質問内容は現在の生活状況や不安なこと、今後も知的障害者グループホームでの生活を希望されるかといった限定的な内容に留まったが、いずれも外出や余暇活動を各自のペースで楽しまれており、今後もいまのような生活を希望される声が多く聞かれた。本章の内容を総合すると、地域交流によって、地域住民等との関係構築を促進し、協働体制を作ることで、知的障害者の社会参加の機会の創出や、1人の労働力として認められるよう就労の場などを創る取り組みを実施していけば、知的障害者の視点からみた地域共生社会の実現が可能であると提言できることを結論づけた。

本研究で得られた知見についてまとめると、知的障害者グループホームの制度化には、民間の有志での先駆的取り組みが前身となり、あくまで地域社会に根ざした家庭的な生活形態を目指したものであることが明確となった。それに伴い、世話人に求める人物像も「普通のおばさん」と表現されるように、従来の施設での処遇とは異なる地域社会に存在する知的障害者グループホームならではの特徴といえる。しかし、本研究を通して、世話人や生活支援員の担い手不足や待遇面の課題などの多様な問題が改めて浮き彫りとなった。知的障害者グループホームでの地域交流の必要性をはじめ、地域交流を行う意義や課題も明確にでき、グループホーム職員に負担を強いている部分はあるものの、地域交流を通して、地域住民との関係構築に繋がっているケースが多いことが見いだされた。これらの取り組みは、今

日のわが国で提唱されている地域共生社会の形成において重要であることを示唆することとなった。知的障害者の地域共生社会の実現の方策として、本研究で見出すことができた内容をもとに述べると、入居者が地域交流を通して社会参加を行える機会を創ることや、入居者が1人の労働力として地域で就労できる場を創ること、それを通して入居者も地域社会を構成する一員となること、それらのことが地域共生社会を構築するための体制づくりに大きく寄与できるといえる。

本研究を通して地域交流を行うことによって得られる効果を見いだすことができた点や、地域共生社会の形成について知的障害者の視点から、その形成のための方策の提示のために一定の考察を行えたことは本研究の意義であると考ええる。

一方、本研究にはいくつかの課題が残されることとなった。まず、前節の知見が見いだされた一方で、本研究は限定的な地域での調査であるため、本研究で見いだされた知見が全ての知的障害者グループホームや地域社会に該当する訳ではない。しかし、全国に多数存在し、厳密にはその情報も得にくいなかで、知的障害者グループホームを全て調査することも困難であるため、その点が本研究の課題であるともいえる。

また、インタビュー調査で入居者を対象とした調査を実施したが、筆者と入居者との接触回数の少なさ故に、入居者と信頼関係の構築を行った上での調査だったとは言い難く、その本音を十分に引き出すことが困難であったと推察する。そのため、今後も継続的な縦断調査などを検討する必要があると考ええる。

さらに、本研究では知的障害者グループホームやその運営法人側に対して調査を実施した結果をもとに考察を行ったため、地域交流の相手である地域住民側に対する調査は実施できておらず、地域特性等の分析及びその検証には至っていない。そのため、上記の分析及び考察が必要であると考ええる。

最後に、地域共生社会の実現については、今日のわが国においても議論がなされている領域である。本研究における考察は極めて限定的な視点からの考察であったため、今後も引き続き探究が必要である。

今日のわが国では障害者差別解消法による合理的配慮やSDGsによる障害者雇用の促進などもこれまで以上に推進されるようになった。特にSDGsに関しては、外務省が提示している「持続可能な開発目標」の中で、17の国際目標の他に、「包摂性」や「参画型」などの推進もあわせて盛り込まれている。知的障害者の地域共生社会の実現を促進していくために、今後も本研究で見いだされた知見に関して議論を継続し、考察を深化させる必要があると考ええる。

論文審査の要旨

研究の背景として、筆者が実際に知的障害者グループホームの支援員として勤務した経験があり、障害当事者への共感をベースにした気づきから「問い」を立てていることが、研究に現実的基盤と価値を与えている。

地域に溶け込みやすい施設形態であるグループホームのなかで、その入居者を知的障害者に焦点化したことにより、成人した知的障害者が親元を離れてグループホームを選択し、そこを生活拠点として就労を行いながら地域に暮らすことは、市民としての権利を保障することにもなることを示唆している。これは、筆者も言及している地域共生社会の構築への研究のアプローチとして位置づけられる。

また、先行研究において、「地域交流」を側面的に扱ったものはあるが、それをテーマの中心において正面から取り組んだ研究がなく、その意味での新規性があり、全国の調査結果に基づき「地域交流」の学術的定義づけを行っていることに研究としての意義がある。

さらに、地域交流の媒介役ともなり、知的障害者グループホームの運営や入居者支援の

中心的担い手である世話人固有の特質について一定の考察をしたうえで、その雇用確保の課題を明確化したことも本研究の特徴である。

以上のことから、地域共生社会の構築も展望にいられた研究としては、さらなる研究の継続に期待するが、現時点で、地域のグループホームに暮らす知的障害者を中心に、その支援者および運営法人について綿密な考察と地域交流に関する独自の定義および今後の課題を導きだしている点では、博士論文として十分に評価できるものであるといえる。

さらに、本論文を作成するにあたり、査読付論文3編を含む6編の学術論文、さらに2回の学会発表を行っていることを付記しておく。

審査結果の要旨

令和4年(2023年)12月14日(水曜日)17時00分から18時00分まで、御井本館244教室において論文発表会および口頭試験を行い、その後の審査委員会により、小田村悠希氏の論文が博士(保健福祉学)の学位に値する研究であることを、審査委員会は全員一致により確認した。